

令和8年3月5日
総務部総務課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

第1 都営バス内で発生した事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生日月 令和5年1月26日
- (2) 発生場所 都営バス亀戸7丁目停留所
- (3) 事件の概要 校外学習のために移動中であった引率教員が、都営バス運転席の後ろの座席付近において、運転席方向に向かって立ち、バッグを両足に挟む形で足下に置いていたところ、バス前方から乗車した相手方が車内中程へ進む際に、相手方の左足がバッグに当たり躓いて転倒した。その際、左上腕骨大結節骨折を負ったとし、損害賠償請求事件を提訴した。

3 決定年月日 令和7年11月25日

4 和解の内容

- (1) 区は、相手方に対し、本件事故に基づく損害賠償債務として、90万円の支払義務があることを認める。
- (2) 区は、相手方に対し、前項の金員を、令和7年12月26日限り、相手方名義の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、区の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び区は、相手方と区との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

5 損害賠償額 900,000円

第2 小名木川クローバー橋で発生した事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生日月 令和7年10月31日
- (2) 発生場所 東京都江東区北砂一丁目2番先 小名木川クローバー橋
- (3) 事件の概要 相手方が、江東区スポーツ会館側に向けて自転車で通行していたところ、タイル舗装とアスファルト舗装との境に生じていた4cm程度の段差により、自転車の後輪がパンクする損傷が発生した。

3 決定年月日 令和7年11月28日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 4,865円

第3 古石場川親水公園で発生した事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

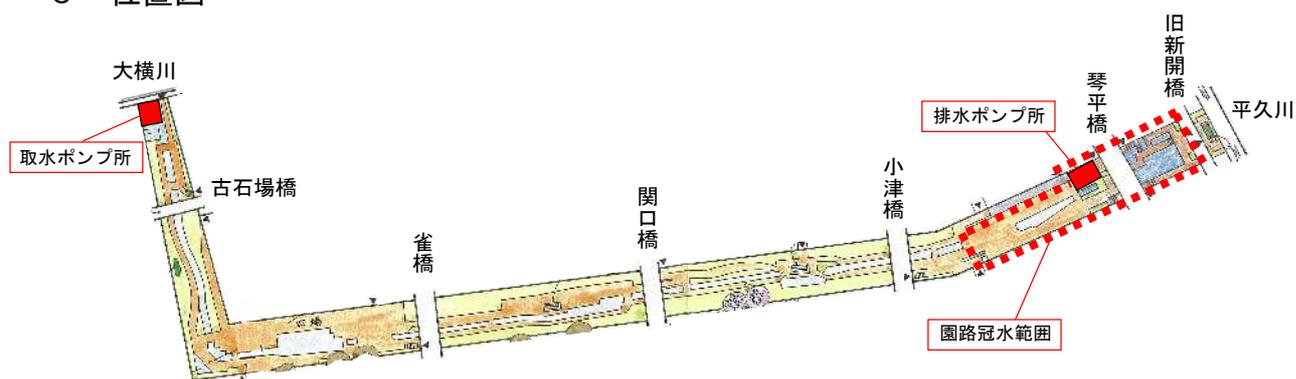
- (1) 発生年月日 令和5年7月2日
- (2) 発生場所 古石場川親水公園 琴平橋下付近
- (3) 事件の概要 古石場川に設置する排水ポンプが異常を検知したことにより停止したが、取水ポンプが連動して停止しなかったため、古石場川親水公園琴平橋下付近の園路の冠水及び隣接するマンション1棟の床上浸水が発生し、当該マンションに居住している1に掲げる和解の相手方（以下「相手方」という。）の居室に置かれていた家財等が損害を受けた。

3 決定年月日 令和7年12月26日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 749,792円

6 位置図



7 関係者、賠償項目及び損害賠償額（予定）一覧

| No. | 場所 | 状況 | 示談締結先 (予定) | 賠償項目 | 損害賠償額 |
|------|------------------------|---|----------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 共用部 | ・浸水被害による障壁等の汚損 ・復旧工事完了 | マンション管理組合が契約している保険会社 | 復旧工事費用 | 1,710,500円 ※ 令和5年第3回区議会定例会において議決済み |
| 2 | 住戸 a | ・浸水被害による家財及び障壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Aは自宅に戻る。 | 所有者A | 復旧工事費用 | 3,941,424円 ※ 令和6年第1回区議会定例会において議決済み |
| 家賃費用 | | | | | |
| 3 | | | 居住者A | 宿泊費用 | 741,947円 ※ 令和6年第2回区議会定例会において報告済み |
| | 家財費用 その他（光熱費） | | | | |
| 4 | 住戸 b | ・浸水被害による家財及び障壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Bは自宅に戻る。 | 所有者B | 復旧工事費用 | (未定) |
| 家賃費用 | | | | | |
| 5 | | | 居住者B | 宿泊費用 | 749,792円 |
| | 家財費用 その他（休業損害、光熱費等） | | | | |
| 6 | | 居住者Bが契約している保険会社 | 家財費用 | 215,400円 ※ 令和5年第4回区議会定例会において報告済み | |
| 7 | 住戸 c | ・浸水被害による家財及び障壁等の汚損 ・復旧工事完了 ・居住者Cは区外転出 | 所有者C | 復旧工事費用 | (未定) |
| 家賃費用 | | | | | |
| 8 | | | 居住者C | 宿泊費用 | 480,118円 ※ 令和7年第4回区議会定例会において報告済み |
| | 家財費用 その他（休業損害、光熱費等） | | | | |
| 9 | | 居住者Cが契約している保険会社 | 家財費用 臨時宿泊費用 | 386,091円 ※ 令和7年第2回区議会定例会において報告済み | |
| 合計 | | | | | 未定 |

(令和8年3月5日時点の損害認定額であるため、今後、変動する。)